

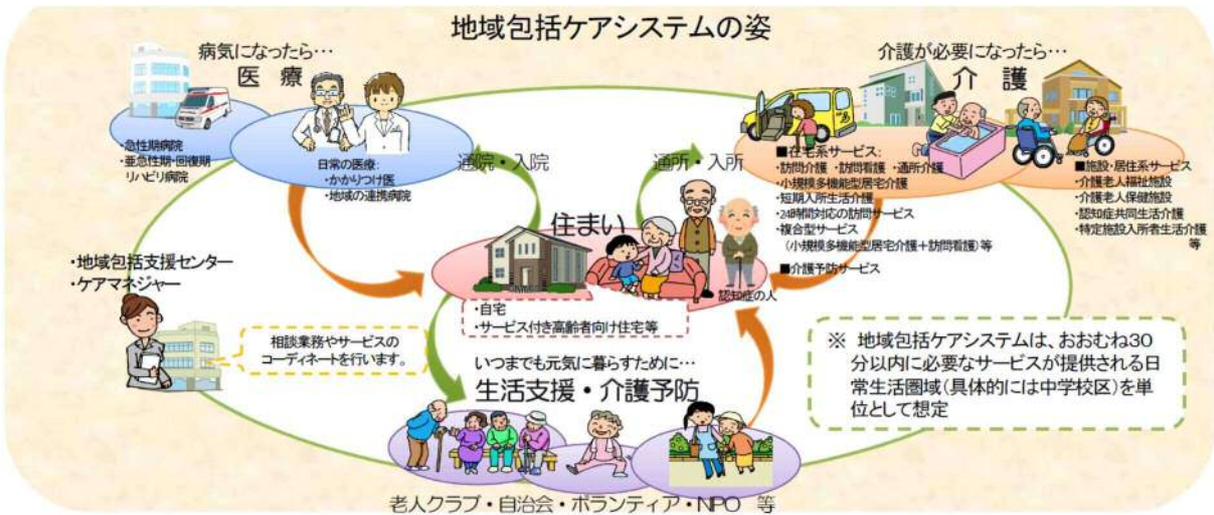
第1章 計画の策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等

本市ではこれまで、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年度を見据え、第5期計画からスタートさせた「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。第7期計画では、「自立支援、介護予防・重度化防止の取組」、「介護保険制度の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」、「高齢者の住まいの安定的な確保」の4項目を重点取組事項として取組を進めてきたところです。

令和元年5月に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」や、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」における介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの実現に向けては、更なる具体的な取組の推進が求められている状況にあります。

このことから、本市における地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営を図るため、「地域共生社会」の理念のほか、地域の状況や第7期計画で実施した事業の評価、今般の介護保険制度改正の趣旨等を踏まえ、「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」に向けた「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。



「団塊の世代」全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年、「団塊ジュニア世代」全員が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口のピークを迎える2040年を見据え、本市においても、今後更なる高齢化の進展が見込まれます。

このような中であっても、介護保険制度の運営を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていくことができるよう、十分な介護サービスを確保することが重要です。また、国全体の人口減少が続くことによる人材不足が予想される中、地域を支える人材の確保に向けた取組も重要となります。

今後も、本計画に基づき、医療、介護、生活支援等について包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の推進を継続するとともに、自立支援・重度化防止に向けた取組等を通じて課題を把握しながら常に改善に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

2 計画の根拠と位置付け

(1) 法的な位置付け

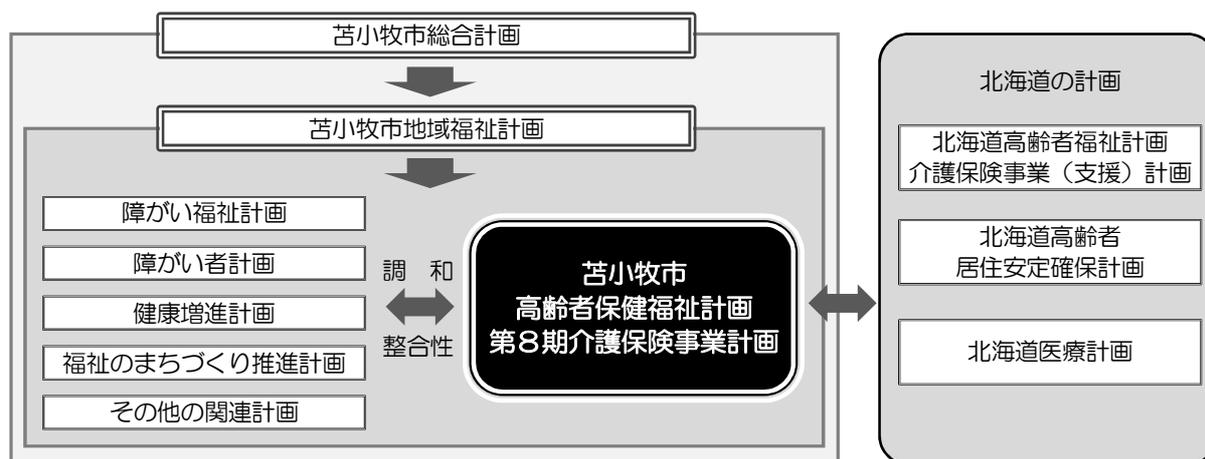
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定による市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定による市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

これらの計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定により、一体の計画として策定しなければならないものであり、地域包括ケアシステムの推進を図るためには、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画となる苫小牧市総合計画及び苫小牧市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定した計画です。

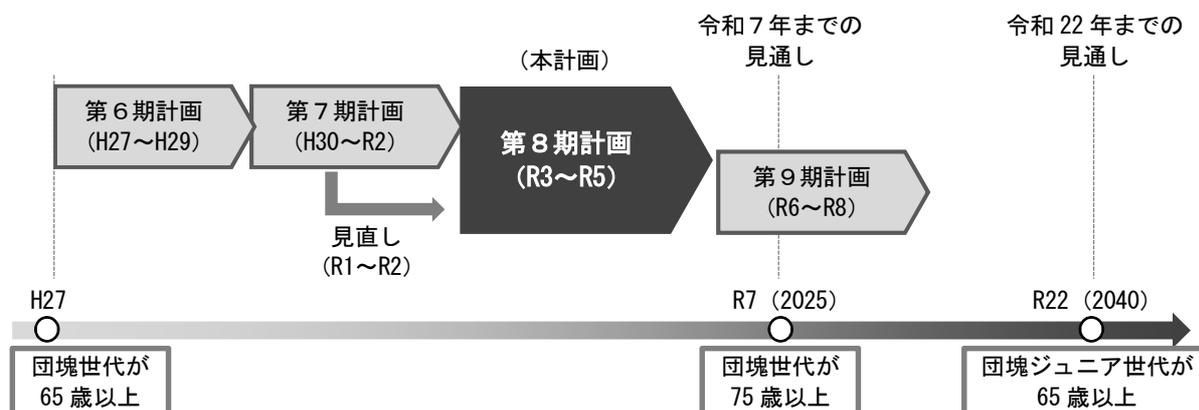
また、本計画と同時期に、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画及び北海道医療計画が策定されることから、在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの推進が一体的に行われるよう、これらの計画との整合性の確保に努めています。



3 計画期間

計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 3 年間です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、3 年を 1 期として定めることとされています。



4 計画策定の方法

(1) 策定の方法

本計画の策定に当たっては、本市における高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うため、庁内の関連部署との連携を図るよう努めています。また、関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会において、計画の方向性等に関する意見を受けています。

(2) 意向の把握

本計画の策定に当たり、令和元年10月から令和2年7月までの間に、市内の在宅で生活する高齢者や介護サービス事業所を対象として、5種類のアンケート調査を実施しました。

(第2章 2「アンケート調査結果の集計・分析の概要」を参照)

(3) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和2年12月18日から令和3年1月22日までの期間、パブリックコメントを実施しました。